

平成28年度事業報告書

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日



1. はじめに

平成 28 年度の我が国経済は、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続きました。一方で、人口減少と高齢化は確実に進展しており、建設産業においては、将来の担い手の確保・育成や生産性の向上が、喫緊の課題となっています。

このような中であって、本財団では、平成 28 年度に「中期経営方針（2016-2020）」を新たに策定し、（1）担い手の確保と、そのための経営基盤の強化に取り組んでいる建設産業を組織の総力を挙げて応援する、（2）地域社会になくてはならない建設産業の姿をきちんと伝える取り組みの中で存在感のある役割を果たす、（3）節目といわれる 2020 年以降に見えてくる新しい課題にきちんと対応していけるよう備えを固める、を基本方針として掲げ、諸事業に取り組みました。

特に、担い手の確保・育成を図るため、昨年度に引き続き「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」や「建設労働者緊急育成支援事業」について、連携を図りながら積極的に取り組みました。

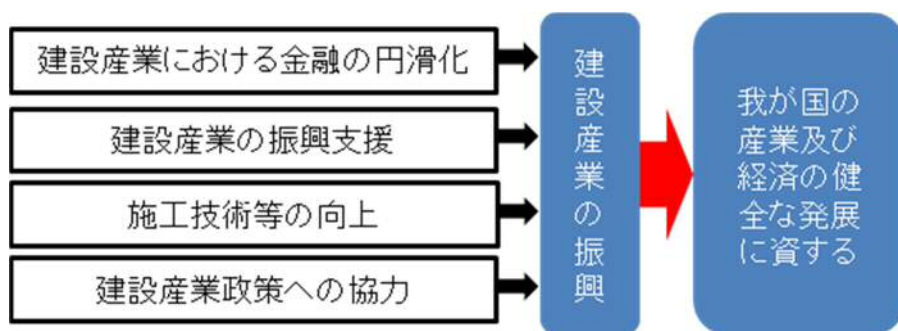
また、「施工管理技術検定試験」においては、若年者の入職・定着の促進を図るため、資格制度の大幅な見直しが行われているなか、平成 29 年度から新たに年 2 回実施されることとなった「2 級建築施工管理技術検定試験（学科試験）」に向けた準備を着実に進めました。

さらに、技能労働者の経験や技能に関する情報を蓄積する基本的なインフラである「建設キャリアアップシステム」については、本財団内に建設キャリアアップシステム運営準備室を設置し、運営の開始に向けた作業を進めて参りました。

2. 事業の目的と体系

本財団の定款においては、建設産業における金融の円滑化、建設産業の振興支援、施工技術等の向上、建設産業政策への協力をもって建設産業の振興に寄与し、我が国の産業及び経済の健全な発展に資することを目的に掲げています。

以下は本財団の事業体系であり、次頁以降は当年度における各事業の報告となります。



3. 事業報告

I 建設産業における金融の円滑化

- ① 下請セーフティネット債務保証／地域建設業経営強化融資制度・・・・・・・・・・ P3
- ② 下請債権保全支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- ③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あつせん・・・・ P5
- ④ 建設業災害対応金融支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7

II 建設産業の振興支援

(1) 助成事業

- ⑤ 建設産業活性化助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8

(2) 経営改善

- ⑥ 建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修）・・・・・・・・・・・・ P9
- ⑦ 建設業経理検定試験・研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

(3) 情報化推進

- ⑧ 電子商取引等の標準化（CI-NET）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- ⑨ 電子商取引の普及推進（CI-NET）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
- ⑩ 設計製造情報の標準化推進（C-CADEC）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

(4) 人材確保・育成

- ⑪ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業・・・・・・・・・・・・ P15
- ⑫ 建設キャリアアップシステムの開発準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
- ⑬ 建設労働者緊急育成支援事業（厚生労働省受託事業）・・・・・・・・・・・・ P18
- ⑭ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等・・・・・・・・・・・・ P19
- ⑮ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等・・・・・・・・・・・・ P21
- ⑯ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業・・・・・・・・・・・・ P23
- ⑰ 建設業経理士の支援・育成（登録建設業経理士制度の運営）・・・・ P24

(5) 調査研究、広報、情報提供等

- ⑱ 建設産業にかかる総合的な調査研究等・・・・・・・・・・・・ P25
- ⑲ 建設業経理に関する調査研究等・・・・・・・・・・・・ P26
- ⑳ 広報誌の発刊及び建設産業に係る情報提供・・・・・・・・・・・・ P27
- ㉑ 連携団体職員合同研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P28

III 施工技術等の向上

- ㉒ 建築／電気工事施工管理技術検定試験・・・・・・・・・・・・ P29
- ㉓ 監理技術者講習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31
- ㉔ 建築施工能力の維持・向上支援（建築施工管理 CPD 制度の構築・運用）・・・・ P32

IV 建設産業政策への協力

- ㉕ 地域建設産業活性化支援事業、
技能労働者の戦略的確保・育成支援事業（国土交通省受託事業）・・・・ P33

I

建設産業における金融の円滑化

① 下請セーフティネット債務保証 (SN1)
／地域建設業経営強化融資制度 (SN2)【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)

事業内容

・事業協同組合等が以下の(1)及び(2)の資金を金融機関から借り入れる際に、本財団が債務保証を実施することとし、SN1事業については、事業協同組合等に対して、①～③の助成を行う。

(1) 公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金(保証期間：1年 保証割合：100% 保証料率0.1%)

(2) 社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金(保証期間：1年 保証割合：90% 保証料率0.2%)

【SN1】

- ① 出来高査定費用に対する支援として上限25,000円を助成する。
- ② 事業協同組合等が新規に本事業を導入する場合、年1回300,000円を3年間助成する。
- ③ 事業協同組合等が事業推進のために要した費用に対する支援として、(1)及び(2)の融資件数の合計に応じて50,000円～300,000円を年1回助成する。

【平成28年度事業報告】

■ 債務保証等の実績

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 前年度比 |
|-------|------------|------------|------------|
| 債務保証枠 | 172,850百万円 | 171,200百万円 | ▲1,650百万円 |
| 融資件数 | 2,372件 | 1,562件 | ▲810件 |
| 融資実行額 | 61,986百万円 | 42,817百万円 | ▲19,169百万円 |

■ 債務保証枠の拡充等を図るため、次の取り組みを実施した。

(1) 主な取り組み

- ① 保証枠の増枠に対するニーズヒアリングの実施と保証枠の増枠への速やかな対応(35融資事業者訪問)
- ② 未実施の事業協同組合に対する営業活動(新規開拓活動)
- ③ 融資事業者との連携による制度未導入の市町村等に対する制度導入依頼活動
- ④ 融資事業者等との連携による本事業の利用促進活動

(2) 成果

- ① 下記の融資事業者に対し、保証枠の増額を行った。

| 組合等名 | 保証枠(百万円) |
|-------------|----------|
| 福島県建設業協同組合 | 1,000 |
| (株)建設総合サービス | 1,000 |
| 阪神建設業協同組合 | 500 |
| 沖縄県建設事業協同組合 | 500 |
| 合計 | 3,000 |

- ② 新規融資事業者を開拓し、上五島建設工業協同組合の債務保証枠(7億円)の新設を行った。
- ③ 新たに19地方自治体において制度を導入した。

【今後の取り組み等】

- 保証枠の拡充及び新規融資事業者の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。

② 下請債権保全支援事業

【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)

事業内容

・下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行による保証ファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。

【平成 28 年度事業報告】

■ 行政改革推進会議の基金の再点検結果により、本事業は平成 29 年度末まで延長された。

■ 債務保証等の実績

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 前年度比 |
|-------|---------------------------|--------------------------|----------|
| 件数 | 8,638 件 | 5,741 件 | ▲ 33.5% |
| 保証金額 | 62,865 百万円 | 48,533 百万円 | ▲ 22.8% |
| 利用企業数 | 669 社 うち、新規利用企業数 123 社 | 520 社 うち、新規利用企業数 73 社 | ▲ 22.3% |
| 損失補償額 | 151 百万円 | 37 百万円 | ▲ 75.51% |

■ 下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産防止等を図るため、次の取り組みを実施した。

- ① ファクタリング会社訪問、情報交換活動等の実施。
特に、国土交通省と本事業の後継事業スキームについて協議した際には、適宜意見照会を実施。
- ② 融資事業者訪問（32 事業者）における本事業の周知普及活動の実施。
- ③ 専門紙等を通じた周知普及活動の実施。
- ④ 県協会等が主催する委員会等の場における事業 PR 活動の実施。
- ⑤ 発注者が作成するパンフレット等に本制度を掲載。
- ⑥ 本事業の延長及び後継事業スキームについて国土交通省等と協議。
- ⑦ 建設業債権保全基金の利用状況を勘案、損失保証限度額の再配分を実施。

【今後の取り組み等】

- 下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の普及拡大を図る。
- 本事業の終期が平成 30 年 3 月末まで 1 年間延長されたが、関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と平成 30 年度以降の事業延長について協議、検討を行うとともに、あわせて後継事業について協議、検討を行う。

I 建設産業における金融の円滑化

**③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する
債務保証・助成・融資あっせん**

**【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)**

事業内容

- ・建設産業団体及び事業協同組合等が以下の(1)～(3)の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。更に(1)の資金については、借入金利に対して、原則、上限2%を6年間助成することができる。
 - (1) 共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金(保証期間：12年、保証割合90%、保証料率0.3%)
 - (2) 共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金(保証期間：3年、保証割合90%、保証料率0.3%)
 - (3) 構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金(保証期間：3年または5年、保証割合90%、保証料率0.3%)
- ・特例措置として、除染作業の運転資金として構成員に転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記(3)の資金として債務保証等を実施する(保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率：0.1%、出来高査定費用：上限10万円、組合事務経費助成：定額2万円、転貸先事務経費助成：上限2万円)。

【平成28年度事業報告】

■ 債務保証の実績

| | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 前年度比 | |
|----|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 件数 | 債務保証額 | 件数 | 債務保証額 | 件数 | 債務保証額 |
| | | 12件 | 15,666百万円 | 10件 | 14,624百万円 | ▲2件 |
| 施設 | 2件 | 36百万円 | - | - | ▲2件 | ▲36百万円 |
| 共同 | 4件 | 1,600百万円 | 4件 | 1,600百万円 | 0 | 0 |
| 転貸 | 6件 | 14,030百万円 | 6件 | 13,024百万円 | 0 | ▲1,006百万円 |

(1) 主な取り組み

次の資金ニーズの発掘活動を実施。

- ① 共同施設資金のニーズ発掘：アンケート調査を実施し、建て替えや耐震改修予定の団体等に対する重点営業
- ② 共同事業資金のニーズ発掘：共同事業を行っている組合に対する資金ニーズの把握及び営業等
- ③ 転貸融資資金のニーズ発掘：利用の大きなシェアを占める除染作業に対する転貸融資について、組合と連携しながらの利用促進

(2) 成果

- ① 除染作業による特例措置については、更なる支援方策を講じた結果、次のとおり融資実行が行われ、被災地域の課題解決に貢献した。

(平成28年度実績)

| | |
|--------|-----------|
| 債権譲渡件数 | 30件 |
| 債権譲渡金額 | 24,162百万円 |
| 融資実行額 | 10,715百万円 |

② 除染以外の転貸融資についても、次のとおり融資実行が行われ、中小・中堅建設企業への資金供給の円滑化に貢献した。

・融資実行額 493 百万円 39 件

【今後の取り組み等】

- 建設産業団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援するため、ニーズ調査等を行い、新たな事業展開（ICT 建機リース、事業承継等を通じた構成員支援）を模索している建設産業団体及び事業協同組合等に対する債務保証活用策を検討する。

④ 建設業災害対応金融支援事業

【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)

事業内容

- ・災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む）が、対象となる一定の建設機械を、金融機関からの借入により購入する場合や、ファイナンス会社等からの割賦販売により購入する場合の金利・金利手数料の一部を助成する。
(助成内容：初年度1年分の金利等の2/3補助（上限4%）)
- ※ なお、本事業については、平成26年度末で新規支援申請の受付を終了し、平成28年度末で金利助成請求の受付を終了した。

【平成28年度事業報告】

- 本事業の支援決定通知者からの金利助成請求の受付、支払業務等を行った。

■ 金利助成決定の実績

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 前年度比 |
|--------|--------|--------|---------|
| 金利助成件数 | 1,638件 | 537件 | 1,101件減 |
| 金利助成金額 | 384百万円 | 163百万円 | 221百万円減 |

■ 建設業金融円滑化基金の状況

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 年度末残高 | 796百万円 | 212百万円 | 50百万円 |

(注) 平成27年度においては、行政改革推進会議の基金の再点検結果（平成28年1月21日）により、本事業に係る建設業金融円滑化基金（200百万円）を国庫に返納した。

【今後の取り組み等】

- 本事業の金利助成請求の受付の終了に伴い、金利助成金の支払処理、建設業金融円滑化基金の精算額の確定及び残余金の国庫返納等を行う。

II

建設産業の振興支援

(1) 助成事業

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑤ 建設産業活性化助成事業

(経営改善支援担当部)

事業内容

- ・建設産業団体（本財団への出えん団体、都道府県建設業協会及び府県建設産業団体連合会、本財団が特に認める団体）に対し、1団体あたり上限200万円（特別枠を使った場合は300万円、本財団が特に認める団体の場合は1団体あたり上限150万円）として、事業経費の3/5を助成する。
- ・助成申請案件のうち、特に優れた調査研究等の事案があれば、積極的に業務委託を実施し、建設産業の活性化を促進する。
- ・助成対象事業は、1) 経営基盤の強化に資する事業、2) 担い手確保・育成、雇用・労働環境改善に資する事業、3) その他事業

【平成28年度事業報告】

■下表のとおり、助成金を交付した。

| | |
|---------|--------------|
| 助成対象団体数 | 137 団体 |
| 助成申請団体数 | 97 団体 |
| 助成団体数 | 95 団体※ |
| 交付決定額 | 1 億 4,066 万円 |
| 交付確定額 | 1 億 2,341 万円 |

※2 団体事業中止

| 事業区分 | 交付決定額 | 交付確定額 |
|-----------------------------|-------------|-------------|
| 1) 経営基盤の強化に資する事業 | 4728 万円 | 4334 万円 |
| ①調査研究等 | 3071 万円 | 2862 万円 |
| ②研修事業 | 1371 万円 | 1204 万円 |
| ③調査研究特別枠 | 286 万円 | 268 万円 |
| 2) 担い手確保・育成、雇用・労働環境改善に資する事業 | 9338 万円 | 8007 万円 |
| ①調査研究等 | 6738 万円 | 5906 万円 |
| ②研修事業 | 2300 万円 | 1859 万円 |
| ③調査研究特別枠 | 300 万円 | 242 万円 |
| 3) その他事業 | — | — |
| 計 | 1 億 4066 万円 | 1 億 2341 万円 |

■4 団体に対し、委託事業を実施した。

委託額総計 448.4 万円 ((一財) 建設経済研究所ほか)

【今後の取り組み等】

- 平成29年度の申請についての審査を5月末までに終え、6月上旬に助成金の交付決定を行う。
- 年度後半に事業の進捗確認を行うため、助成団体に対し中間報告を依頼する。
- 平成29年度は「女性の活躍に資する事業」を特別枠事業として対象に加え、助成要綱を改定した。今後も必要に応じて、助成対象事業、交付額、助成率等の改正等を検討する。

(2) 経営改善

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑥ 建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修）

（経営改善支援担当部）

事業内容

- ・ 中小建設企業の経営者・経営後継者・経営幹部を対象として、総合的な経営管理能力の向上と自主的経営改善努力の醸成を図ると共に、研修参加者の情報交換、意見交換による交流・啓発を目的に、建設業経営に資する講義やパネルディスカッションを内容とする研修会を開催する。

【平成 28 年度事業報告】

- 下表の内容で 2 月 17 日（金）に「建設業経営者研修」を開催した。

参加者数：78 名（昨年度 59 名）

- ・ テーマ：「生き残るための建設業経営」
- ・ 研修内容
 - 講演 1：「建設産業の動向と勝ち残る企業の条件～建設業界の変革期にトップは何を決断すべきか」
地域経済研究所 理事長 阿座上 洋吉 氏
 - 講演 2：「倒産の危機からお金の管理と企業の見える化で事業再生、そして事業承継へ」
(株) 小坂田建設 代表取締役 小坂田 英明 氏
 - 講演 3：「あきらめない採用・育成そして企業発展！建設産業が取り組むべき人材育成の経営戦略“ワシがやらねばだれがやる”」
(株) KMユナイテッド CEO 竹延 幸雄 氏
 - パネルディスカッション：「生き残るための建設業経営」
コーディネーター (一財) 建設業振興基金 理事長 内田俊一

- 研修評価（参加者事後アンケートより）

・「全体的に関心を持てる内容でもっと詳しいお話を聞きたいと感じました。」「徹底した原価と工程の管理、参考になりました。」「人材採用のための会社の取り組み方、育成の方法等について参考になった。」等の意見を頂き、概ね好評を得た。

- 「地域建設産業活性化支援事業」の枠組みのセミナーとの連携

経営者向けの経営改善セミナーを 16 回実施（うち原価管理による利益確保方策をテーマにしたもの 4 回）

【今後の取り組み等】

- 全国から参加する参加者の利便性等を考慮し、利便の良い会場を設定する。またアンケート結果より「休前日」に開催する。
- 講演テーマについては担い手確保・育成、利益確保などに加え、生産性の向上についてもテーマとして検討する。
- 平成 28 年度は参加者が昨年度比 19 名増加、今後も参加者を増加する策を検討する。

II

建設産業の振興支援

(2) 経営改善

【担当部：金融・経理支援センター】

⑦ 建設業経理検定試験・研修

(経理研究・試験担当部)

事業内容

- ・建設業経理検定試験を、9月（1級・2級）、3月（1級～4級）に47都道府県において実施する。
- ・建設業経理事務士特別研修を47都道府県で実施する。また、人材育成・若年者入職促進策の一環として工業高校等の教育機関と連携し、学校単位での特別研修を実施するほか、企業研修の一環として企業単位での特別研修を実施する。

【平成28年度事業報告】

■ 検定試験（表中の（ ）書きは前年度の数值。）

第20回建設業経理士検定試験を9月11日に、第21回建設業経理士検定試験・第36回建設業経理事務士検定試験を3月12日に47都道府県で実施した。

① 建設業経理士検定試験 実施状況

| 級 別 | | 受験申込者数(人) | | 受験者数(人) | | 合格者数(人) | | 合格率(%) | |
|---------|-----|-----------|----------|---------|----------|---------|---------|--------|--------|
| 1 級財務諸表 | 9 月 | 2,765 | (2,754) | 1,653 | (1,635) | 355 | (302) | 21.5 | (18.5) |
| | 3 月 | 3,078 | (2,851) | 1,754 | (1,672) | 650 | (394) | 37.1 | (23.6) |
| 1 級財務分析 | 9 月 | 2,213 | (2,398) | 1,123 | (1,290) | 260 | (332) | 23.2 | (25.7) |
| | 3 月 | 2,581 | (2,452) | 1,268 | (1,264) | 627 | (506) | 49.4 | (40.0) |
| 1 級原価計算 | 9 月 | 3,059 | (2,959) | 1,753 | (1,682) | 375 | (232) | 21.4 | (13.8) |
| | 3 月 | 3,569 | (3,207) | 2,050 | (1,828) | 528 | (349) | 25.8 | (19.1) |
| 小 計 | | 17,265 | (16,621) | 9,601 | (9,371) | 2,795 | (2,115) | 29.1 | (22.6) |
| 2 級 | 9 月 | 12,173 | (11,879) | 8,343 | (8,300) | 4,241 | (2,559) | 50.8 | (30.8) |
| | 3 月 | 12,033 | (11,896) | 8,196 | (8,302) | 2,781 | (3,193) | 33.9 | (38.5) |
| 小 計 | | 24,206 | (23,775) | 16,539 | (16,602) | 7,022 | (5,752) | 42.5 | (34.6) |
| 合 計 | | 41,471 | (40,396) | 26,140 | (25,973) | 9,817 | (7,867) | 37.6 | (30.3) |

② 建設業経理事務士検定試験 実施状況

| 級 別 | | 受験申込者数(人) | | 受験者数(人) | | 合格者数(人) | | 合格率(%) | |
|-----|-----|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 3 級 | 3 月 | 2,877 | (2,854) | 2,156 | (2,228) | 1,331 | (1,497) | 61.7 | (67.2) |
| 4 級 | | 343 | (318) | 260 | (232) | 199 | (179) | 76.5 | (77.2) |
| 合 計 | | 3,220 | (3,172) | 2,416 | (2,460) | 1,530 | (1,676) | 63.3 | (68.1) |

第21回建設業経理士検定試験1級財務分析において、試験問題に誤りがあり、当該試験問題については、受験者全員を正解とした。当事案をホームページで公表した。

■ 特別研修（表中の（ ）書きは前年度の数值。）

建設業経理事務士特別研修（3級、4級）を47都道府県、工業高校等で実施した。

| 級 別 | 受講者数(人) | 合格者数(人) | 合格率(%) |
|-----|---------------|---------------|-------------|
| 3 級 | 1,451 (1,482) | 1,342 (1,385) | 92.5 (93.5) |
| 4 級 | 2,388 (2,616) | 2,322 (2,537) | 97.2 (97.0) |
| 合 計 | 3,839 (4,098) | 3,664 (3,922) | 95.4 (95.7) |

【内訳】

① 建設業経理事務士特別研修（一般）

| 級 別 | 受講者数(人) | 合格者数(人) | 合格率(%) |
|-----|---------------|---------------|-------------|
| 3 級 | 1,043 (1,063) | 975 (1,015) | 93.5 (95.5) |
| 4 級 | 1,294 (1,279) | 1,254 (1,233) | 96.9 (96.4) |
| 合 計 | 2,337 (2,342) | 2,229 (2,248) | 95.4 (96.0) |

② 上記①のうち、建設企業向けは 3 社 79 名が受講。

③ 建設業経理事務士特別研修（高校）

| 級 別 | 延べ高校数(校) | 受講者数(人) | 合格者数(人) | 合格率(%) |
|-----|----------|---------------|---------------|-------------|
| 3 級 | 18 (23) | 408 (419) | 367 (370) | 90.0 (88.3) |
| 4 級 | 41 (42) | 1,094 (1,337) | 1,068 (1,304) | 97.6 (97.5) |
| 合 計 | 59 (65) | 1,502 (1,756) | 1,435 (1,674) | 95.5 (95.3) |

【今後の取り組み等】

■ 検定試験

- ① 平成 28 年度に引き続き、建設業経理検定受験対策講座を実施している民間資格学校等を通じて、日商簿記検定の受験者へ建設業経理検定の周知等を図る。
- ② 従来から PR 活動を行っている建設業協会、建設企業に加え、大学、商業高校等にも範囲を広げて DM による PR や訪問等を行う。
- ③ 資格取得支援事業を建設業協会へ PR し、商業高校を中心とした高校単位の受験料割引を普及させ、受験者獲得に繋げる。
- ④ 検定試験問題出題ミス削減へ向けた取り組みを継続して行う。

■ 特別研修

- ① 工業高校や建設業協会への働きかけ等を通じて受講者の拡大を図る。
- ② 建設企業に対して、新入社員研修の一環としての企業単位での特別研修の PR を行う。
- ③ 建設業団体に対する高校生向け特別研修実施に係る助成金（1 開催あたり 3 万円）をさらに PR し、開催回数の増加に繋げる
- ④ 見やすく、使いやすいテキストに改訂する。

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑧ 電子商取引等の標準化(CI-NET)

(情報化推進支援担当部)

事業内容

・情報化評議会(CI-NET)の運営を通じ、建設業界商慣習、法令改正、新技術など、標準化の対応及び実装規約のメンテナンスを行い、建設産業における電子商取引を推進する。

【平成28年度事業報告】

(1) 「CI-NET LiteS 実装規約」の次期バージョンを検討

見積書、契約書、出来高・請求書を電子データでやり取りする現行のCI-NET実装規約において、法令改正や利便性向上のため、追加データ項目(20項目)及び定義修正(11項目)の整備を行った。平成29年度は実装規約改訂案を策定する。

(2) CI-NET 導入の障壁を下げるため、安価で簡単な導入手法及び環境を検討

① 各企業のCI-NET推進担当者の負担軽減のために、スモールスタートにより小さく始動し段階的拡大を図る手法を推奨した。結果、導入を検討している企業はほぼその傾向にある。

(スモールスタートとは、取引先を絞る、契約業務のみ、社内システムとの連携は最小、費用を掛けずに導入する手法。)

② 市販建設業務パッケージのベンダーと連携し、原価管理等の社内システムとのスムーズな連携を図るためのCI-NET連携機能の実装を協議し、パッケージに付加価値を実現した。

(3) 設備工事関連の見積業務におけるCI-NETの運用拡大を推進

実装規約Ver.1.0で運用している設備工事関連の見積業務を、契約等他業務と同様のVer.2.1利用に向けて試行を開始した。

(4) 第3次「CI-NET3ヶ年活動計画(平成29年度～平成31年度)」の策定

目標は、3ヶ年間で新規ゼネコン導入企業数10社以上、CI-NET利用企業数12,000社以上を掲げ、策定した。

【今後の取り組み等】

■ 「CI-NET LiteS 実装規約」の次期バージョン切り換えの実施

実装規約改訂案を策定し、CI-NET利用企業が円滑に次期バージョンに切り換えることができるように、手法等を検討する。

■ 第3次「CI-NET3ヶ年活動計画(平成29年度～平成31年度)」の実施

業務の電子化による標準化及び電子商取引(CI-NET)環境の整備を行い、普及に資する継続的な活動を行う。

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑨ 電子商取引の普及推進(CI-NET)

(情報化推進支援担当部)

事業内容

- ・電子商取引(CI-NET)説明会や勉強会、企業への個別支援などを実施し、CI-NETの理解と関心を深め、CI-NET導入企業の増加を図る。
- ・CI-NETに必要な企業識別コード及び電子証明書を適切に発行する。

【平成28年度事業報告】

(1) 電子商取引の普及推進

- ① 完成工事高50億円以上の総合工事業者等を対象に電子商取引(CI-NET)説明会を実施した。

開催状況

| 開催 | 参加企業数 | 参加者数 |
|-------|-------|------|
| 大阪地区 | 17社 | 30名 |
| 愛知地区 | 13社 | 22名 |
| 新潟地区 | 10社 | 14名 |
| 東京地区1 | 22社 | 36名 |
| 東京地区2 | 27社 | 38名 |
| 東京地区3 | 14社 | 20名 |
| 計 | 103社 | 160名 |

- ② 平成29年3月末、CI-NET利用企業(企業識別コード登録企業数)は10,345社、CI-NET導入のゼネコン総数は29社となった。
- ③ CI-NET導入の発注側企業は、ゼネコン以外に広がりを見せており、内装仕上工事業、鋼構造物工事業、電気通信工事業等の専門工事業企業あるいは一次下請企業が、発注側企業として導入している。

(2) 企業識別コード及び電子証明書の発行

- ① 審査及び発行を、支障なく実施した。実績は下表の通り。

| | CI-NET導入の ゼネコン総数(社) | 企業識別コード 登録企業総数(社) | 企業識別コード 年間発行件数(件) | 電子証明書 年間発行件数(件) |
|--------|------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| 平成25年度 | 22 | 9,771 | 3,598 | 4,028 |
| 平成26年度 | 25 | 9,979 | 2,643 | 2,422 |
| 平成27年度 | 28 | 10,217 | 3,669 | 4,546 |
| 平成28年度 | 29 | 10,345 | 4,167 | 4,095 |

- ② 平成29年4月発行を目指して、国の移行方針に沿った安全な暗号方式の新電子証明書を検討した。
- ③ ユーザの利便性のため、CI-NET申込みにおいて書面申込みに加えてインターネット申込みを平成28年10月より開始した。

【今後の取り組み等】

■ CI-NET申込み(企業識別コード、電子証明書)の改善

- ① 現行、書面及びインターネットの双方で申込み可能であるが、基金操作負担軽減のためインターネット申込み割合を上昇させる方策を検討する。
- ② ユーザの利便性のため、民間企業が実施しているCI-NETサービスへの申込みと基金(企業識別コード及び電子証明書)への申込みの一元化方法を検討する。

Ⅱ

建設産業の振興支援

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑩ 設計製造情報の標準化推進 (C-CADEC)

(情報化推進支援担当部)

事業内容

- ・ 設計製造情報化評議会 (C-CADEC) の成果である BE-Bridge、Stem 及び建具表、仕上表、室別設計の各データの交換仕様に関する問合せに対応するとともに、Stem 試行サイト (ライブラリ) を利用者が次のライブラリに切り替えできるよう、平成 29 年度まで維持する。

【平成 28 年度事業報告】

(1) C-CADEC 成果

- ① ホームページにアーカイブとして公開及び問合せに対応した。
- ② Stem データ配信サービスについては、利用者やベンダーの利用に支障が生じないように、最長平成 29 年度まで維持する。

(2) C-CADEC 活動の承継先への業務支援

- ① BIM ライブラリーコンソーシアム (事務局：(一財) 建築保全センター) の委員会活動にて、C-CADEC 成果 (BE-Bridge 及び Stem) に関する検討を支援した。

【今後の取り組み等】

(1) 承継先への業務支援

- C-CADEC 活動成果を承継した BIM ライブラリーコンソーシアムの活動を支援する。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑪ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業

(人材育成支援担当部)

(地域連携ネットワーク支援担当部)

事業内容

・地域連携ネットワークの構築支援、躯体職種以外についての職業能力基準の整備及びプログラム・教材等の整備、WEB コンテンツの拡充、職業訓練校ネットワーク構築支援、建設労働者緊急育成支援事業を含めた教育訓練施設等の講師 DB の構築等の事業を実施する。

【平成 28 年度事業報告】

■ 地域連携ネットワークの構築

- ① アクションプログラム（第 3 版）に基づき、新たに 10 の団体を追加し、計 36 団体の取り組みを支援した。予備調査 10 件のうち 9 件が実施事業へと移行することとなった。
- ② 実施事業については、26 の事業管理者により各々の取り組みが進められた。このうち、3 団体については、厚生労働省令の基準に基づき都道府県知事による認定職業訓練の認定を受けた。
- ③ 各地域連携ネットワークの活性化等を目的に、3 回の意見交換会及び 1 回の成果報告会を開催した。意見交換会については、行政との連携及び技能者の処遇改善、地域の建設業の担い手確保に係る現状と課題・技能研修に係る講師養成、地域で技能者を養成するための施設及び教育訓練体系の構築をテーマとして開催した。成果報告会については 12 月 7 日に開催し、関係者 104 名が参加した。

■ 教育訓練等基盤の充実・強化

- ① プログラム・教材等 WG において、専門工事業団体等との連携により、平成 27 年度に策定した共通編及び軀体系 4 職種（とび、鉄筋、型枠、左官）の職業能力基準（案）の検証作業を実施するとともに、新たな 4 職種（機械土工、電気工事、管工事、内装工事）について、職業能力基準（案）を策定した。
- ② プレ入職者／新規入職者向け教材として、「建設現場で働くための基礎知識（建築工事編：第一版）」を作成し、地域連携ネットワーク、建設労働者緊急育成支援事業等において活用を促進するとともに、全国の建築系学科を設置する工業高等学校への配布を行った。また、建設労働者緊急育成支援事業と連携し、プレ入職を対象とした建築軀体系職種体験実習カリキュラムをとりまとめた。
- ③ 教員免許更新制における免許更新講習について、富士教育訓練センターで実施している既存の実務施工体験研修を活用したプログラムを、選択領域 18 時間の講習として位置づけるべく検討を行った。
- ④ 建設産業人材確保・育成推進協議会及び建設労働者緊急育成支援事業と連携して、広報活動を展開するとともに、広報コンテンツを提供した。

■ 職業訓練校ネットワークの構築

- ① 富士教育訓練センターを核とする職業訓練校ネットワークの連携強化を支援するため、「建設関係職業訓練校等連絡会議」を開催した。

■ 事業活動及び成果等の情報発信

「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」の事業活動及び成果等をホームページで逐次情報発信した。

【今後の取り組み等】

- 地域連携ネットワークの取り組みについて、担い手確保・育成コンソーシアム事業の活動期間終了後においても持続的なものとなるよう、各種の情報提供をはじめとした支援を継続する。
- プログラム・教材等 WG において策定した職業能力基準について、新たな職種に係る基準の検討作業に加え、平成 27 年度及び平成 28 年度に策定した基準の普及促進及びレベル 2 及び 3 を対象とした教育訓練プログラムの検討を行う。

- 教材「建設現場で働くための基礎知識（建築工事編：第一版）」については、地域連携ネットワークはもとより、建設労働者緊急育成支援事業の地方拠点における活用を促進する。また、仕上工事及び設備工事に係る内容の追加の検討に加え、土木分野に係る内容の検討を行う。プレ入職向け「建築躯体系職種体験実習カリキュラム」については、関連団体等で実施している教育訓練や講習、建設労働者緊急育成支援事業等での試行的活用を促進し、課題の整理を行う。なお、教員免許更新制における免許更新講習については、文部科学省の認定を受けたのちに開催する。
- コンソーシアム事務局として、これまで以上に各団体の取り組みに関与し、連携ネットワーク相互間での成果の共有や事業の継続可能性等の課題に対して検討を深める。

(4) 人材確保・育成

⑫ 建設キャリアアップシステムの開発準備

【担当：建設キャリアアップシステム開発準備室（総務部）】

事業内容

・技能労働者の経験や技能に関する情報を蓄積する基本的なインフラである「建設キャリアアップシステム」の構築を支援し、技能労働者が経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる環境の整備に貢献する。

【平成 28 年度事業報告】

- ・国土交通省の「建設キャリアアップシステムの構築に向けた官民コンソーシアム」において、12月に本財団が運営主体となることが決定されたことを受け、1月に「建設キャリアアップシステム運営準備室」を設置した。
- ・「本体開発他業務（本体開発・運用保守・関連業務調整支援業務及び入退場管理システム・安全管理システム・就業履歴登録システム連携認定業務）」、「就業履歴登録機能開発業務」、「コールセンター・ヘルプデスク対応業務」、「申請・受付業務」、「カード発行・送付業務」の5業務について、発注要件定義の検討等を行い、1月10日に入札公告を行った。
- ・「本体開発他業務」の入札については、工期について入札条件を大幅に超過した等の理由により不調となり、3月30日に再公告を行った。

【今後の取り組み等】

- 平成 29 年度においては、所要の業務発注契約を行う等運用開始に向けた作業を継続する。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑬ 建設労働者緊急育成支援事業
(厚生労働省受託事業)

(人材育成支援担当部)

事業内容

- ・ 離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、求職者の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、特にとび工、型枠工、鉄筋工等の躯体系職種における建設技能労働者を確保することを目的とする。
- ・ 本財団に中央拠点を設置するとともに、本事業を全国において実施するため、地域の総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置する（地方拠点数：20箇所）。
- ・ 地方拠点には、本財団が新たに雇用する職員を地方駐在の専任職員として配置するとともに、地域の建設業団体や職業訓練校、教育機関等から構成される協議会（既存の協議会等の活用も想定）を設置し、専任職員と協議会が連携して、各地域の状況に即した効果的な事業運営を図る。

【平成 28 年度事業報告】

- 地方拠点の拡充 → (実績) 中央 1、地方 20 (4 拠点を拡充)
- 訓練参加者 (計画) 1,000 名 → (実績) 1,031 名
- 訓練修了生 (計画) 訓練参加者の 60% → (実績) 988 名 (95.8%)
- 新規入職者 (計画) 訓練修了生の 70% → (実績) 平成 29 年 6 月末まで就職支援を継続しているため、実績は未確定 (7 月以降に厚生労働省より公表予定)。

【今後の取り組み等】

- 各地方拠点がそれぞれ実施する募集・訓練・就職支援について、効果の高い取り組み等について各拠点間で情報共有を図り、全拠点における事業効果の最大化に努める。
 - 本事業は 5 年間の継続事業であるものの、単年度契約により事業主体が選定されるため、まずは単年度ごとの目標を達成するとともに、課題解決方法や効率的な事業運営等について積極的な企画提案を行い、継続的な受注に繋がるよう努める。
- ※平成 29 年度についても同事業を受託

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑭ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等

(人材育成支援担当部)

事業内容

- ・建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）の事務局として建設産業界への若年者の入職促進及び担い手確保・育成に向けた活動を引き続き展開する。
- ・私たちの主張及び高校生の作文コンクールの実施、建設業界ガイドブックの改訂、18歳のハローワーク（若年者に対する情報提供資料）の拡充、人材協全国担当者会議の運営。
- ・「建設現場へGO！」の拡充、子ども霞ヶ関見学デーへの参加。

【平成28年度事業報告】

(1) 企画分科会

①建設業界ガイドブック

- ・「建設業界ガイドブック2016」について、教育機関への配布、全国3100箇所の図書館への寄贈、建設労働者緊急育成支援事業と連携した全国のハローワーク及び労働局への配布等により建設業における各職種の周知に努めた。なお、内容を一部追加し、「建設業界ガイドブック2017」として3月に発行した。

②作文コンクール（社会人向け「私たちの主張」、高校生向け「高校生の作文コンクール」）

- ・応募作品数：（私たちの主張）平成28年度452作品、平成27年度399作品、平成26年度275作品
- ・応募作品数：（高校生の作文コンクール）平成28年度1,290作品、平成27年度1,314作品、平成26年度1,085作品
- ・1次審査、2次審査、3次審査（審査委員会）を経て、国土交通大臣賞、土地・建設産業局長賞、佳作を選定した。

③公的助成制度を活用するためのセミナー開催

- ・7月14日、国土交通省、厚生労働省、法務省各担当官より、担い手確保育成に資する諸制度や諸施策、公的助成等に関連したセミナーを開催した。人材協協賛団体の事務局長等約50名が参加した。

(2) 広報分科会（建設産業戦略的広報推進協議会）

①学校キャラバン

- ・平成28年度においては小学校から高等学校まで5回開催し、約500名の児童及び生徒に建設業の役割や魅力を伝えた。座学においては建設業が身近に存在していることをはじめ、その社会的役割、業種などを説明した。実習においては、ドローン、VR、ロボットスーツ装着、左官・塗装・大工等の体験を実施した。

②子ども霞ヶ関見学デー

- ・中央合同庁舎3号館1階駐車場及び10階大会議室において、重機の操作及び専門工事業の体験、スタンプラリーを実施した。
- ・近年の国土交通省への来場者数は、平成28年度3,558名（4位）、平成27年度3,225名（3位）、平成26年度2,030名（4位）。

(3) 共通事項

①ジョブポータルサイト「建設現場へGO！」

- ・トップページのリニューアルに着手した（29年7月完了予定）。

②パンフレット「ニッポンを作る人たち、まもる人たち」の改訂

- ・改訂内容は、「守る」として、地域を守る取り組みについての項目を追加、「知る」として、建設現場へGO！の広告スペース及び「働く」として、建設労働者緊急育成支援事業を紹介した。各々についてQRコードによる誘導を行った。

③取り組み事例データベース、電子ライブラリー

- ・取り組み事例データベースについて各協賛団体の取り組み事例を収録し、平成 28 年度においては約 50 件追加した。
- ・電子ライブラリーにおいては各作業内容や工事についての著作権フリーの写真を約 500 件追加した。

(4) その他

①建設業イメージアップ戦略実践プロジェクトチーム (CIU) 会議

- ・業界全体のイメージアップを一層強力に推進すべく、業界内で先進的な取り組みを行っている方に加え、有識者や他業界において活躍されている方からの参画をもって先鋭的なプロモーションを検討した。運営委員会及びワークショップ（地方創生／ひとつづくり／メディア戦略）を開催し、引き続き平成 29 年度においても活動を継続することとした。

②全国担当者会議

- ・2月27日、各都道府県担当者、協賛団体担当者、地方整備局担当者など約100名の参加により実施。各団体の取り組みの報告及び情報交換が行われた。

③企画広報分科会

- ・6月の中央建設業審議会基本問題小委員会中間とりまとめを受け、担い手5分類（若者、中途採用、離職防止・定着促進、女性活躍、高齢者）のターゲットに応じた先進的な事例収集、関係者間の情報共有、今後の課題抽出を実施した。

【今後の取り組み等】

■ 建設業界ガイドブック

- ・(一社)建設産業専門団体連合会及び各専門工事業団体と協議し、次回以降の改定時（「建設業界ガイドブック 2018」の作成時）に項目の追加及び写真の差し替えなど内容の拡充・改善を図る。

■ 作文コンクール

- ・高校生のメリット拡大のため、平成 29 年度より審査日程を前倒しし、就職活動における選考開始解禁日（9月16日）前に受賞を伝達する。

■ 学校キャラバン、子ども霞が関見学デー

- ・地方整備局、各都道府県建設業協会、(一社)建設産業専門団体連合会、(一社)全国建設産業団体連合会等の協力により各地でのイベント展開を図る。

■ ホームページ等広報関係

- ・「建設現場へGO！」リニューアル時に、イベントカレンダーの設置、動画コーナーの拡充、資格ガイドの新設を行うとともに、関連するホームページとの相互リンクの強化などを行う。

■ 会議の活性化

- ・平成 29 年度においては企画広報分科会 2 回、CIU 2 回、全国担当者会議 1 回、運営委員会 1 回を開催予定としており、各会議における検討内容を予め明確化したうえで情報集約を行い、人材協の活動に係る中期（3年程度：建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業の活動期間終了後を見据えて）のビジョンを検討する。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑮ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等

(人材育成支援担当部)

事業内容

- ・登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者制度の展開に向け、地方公共団体や独立行政法人などの公共発注者や総合工事業者等に対して、登録基幹技能者制度の周知活動を行うほか、登録基幹技能者ガイドブックの改訂等を検討する。
- ・登録基幹技能者に係る資格制度を実施運営する資格制度運営団体が主体となり、登録基幹技能者制度の適正な運営の確保を図るとともに、建設産業における登録基幹技能者の一層の周知・活用を図っていく。

【平成 28 年度事業報告】

■ 登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として登録基幹技能者制度の普及促進を図った。

(1) 登録基幹技能者制度推進協議会の運営状況

- ① 運営委員会の開催（4月26日）
- ② 総会の開催（5月23日）
- ③ 「登録基幹技能者特別講習」説明会（12月5日）
- ④ 事務局長等会議の開催（3月28日）

(2) 制度推進活動

①登録基幹技能者を主任技術者の要件に位置づけるための要望活動

登録基幹技能者が「主任技術者」の要件として位置づけられるよう、各運営団体との意見交換を実施するとともに、国土交通省と協議を進めた。国土交通省は、2月28日に開催された技術者制度検討会において、建設業法で定める主任技術者要件に、登録基幹技能者を位置づける方針を決定した。

②公共発注者に対する要望活動

国土交通省、地方整備局、都道府県等に対して、総合評価方式入札における登録基幹技能者の活用促進について要望活動を展開した。

③元請企業に対する要望活動

総合工事業者団体に対して、一部の大手元請企業が実施している優良職長表彰制度等において登録基幹技能者を評価すること等を要望した。

④登録基幹技能者特別講習の実施

平成28年度補正予算事業の登録基幹技能者を対象とした特別講習事業を受託し実施した。当該講習は、登録基幹技能者の知識等の更なる向上を図ることにより、建設技能労働者全体のレベルアップを目的としたもので、修了者数は9,467名だった。

⑤共通テキストの改訂

各運営団体が登録基幹技能者講習において使用する共通テキストを改訂した（第4版）。なお、総合工事業者、学生等の未就職者等も利用できるよう、第4版より、出版社と連携した市販形式とした。

■ 登録基幹技能者数

| | | |
|----------------|----------|-------------|
| 平成 29 年 3 月末現在 | 56,977 名 | 33 職種 42 団体 |
| 平成 28 年 3 月末現在 | 51,660 名 | 33 職種 42 団体 |

■ 都道府県における総合評価方式での活用状況

| | |
|----------------|--------|
| 平成 29 年 3 月末現在 | 18 道府県 |
| 平成 28 年 3 月末現在 | 15 道府県 |

【今後の取り組み等】

- 発注者に対するアンケート等を反映させたパンフレット等を活用し、都道府県・政令市に対して制度の普及促進活動を展開していく。
- 元請企業に対しても、優良職長手当制度についての情報収集に努めるとともに、本制度の普及・推進を図る。
- 登録基幹技能者共通テキストの改訂版により、登録講習受講者の資質の向上を図る。
- 以下の要望活動の展開を図る。
 - (1) 国土交通省、地方公共団体等に対して、総合評価方式入札における登録基幹技能者の活用や、工事内容に応じた請負契約上の配置義務づけなどの要望を行う。
 - (2) 大手元請企業にて実施されている優良技能者認定制度について、登録基幹技能者資格保有者に対する優遇措置のさらなる拡充と、現在そのような認定制度を設けていない元請企業に対し、同様の制度の創設について要望する。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑯ 海外建設実習生受入・外国人建設就労者受入事業

(人材育成支援担当部)

事業内容

・建設産業分野における国際貢献の一環として、発展途上国の建設産業に貢献できる人材の育成を図るため、我が国の技能等の移転を図り、当該発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした「海外建設技能実習生受入事業」の監理団体として事業を実施するほか、緊急的かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入を行う「外国人建設就労者受入事業」の特定監理団体として事業を実施する。

【平成 28 年度事業報告】

■ 海外建設技能実習生受入事業

| | |
|-------------|--|
| 技能実習生受入人数 | 7名（計画比 ▲43名） ベトナム人：3名、ミャンマー人：2名、中国人：2名 |
| 技能実習生在留数 | 108名（前年比 ▲34名）（平成29年3月末現在） 技能実習1号口（1年目）：7名 技能実習2号口（2,3年目）：101名 |
| 実習実施機関（企業数） | 19社（前年比 ▲1社） |
| 巡回指導回数 | 182回（前年比 ▲24回） |

■ 外国人建設就労者受入事業

| | |
|-------------|--|
| 建設就労者受入人数 | 31名（計画比 ▲19名） ベトナム人：9名、ミャンマー人18名、中国人：4名 |
| 建設就労者在留数 | 41名（平成29年3月末現在） 継続（2年）：11名 再入国（2年）：3名 再入国（3年）：27名 |
| 受入建設企業（企業数） | 7社 |
| 巡回指導回数 | 53回（前年比 +46回） |

■ ベトナム建設人材育成推進協議会

- ・ワーキンググループ会合を開催し、先駆的な取り組み、好事例等について情報共有を図った。
- ・元請企業に対して、ベトナム人技能実習生の受入状況等に関するアンケートを実施した。

【今後の取り組み等】

- 平成29年11月1日に施行される「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に適切に対応し、技能実習生受入事業を円滑に実施する。
- 平成27年9月より受入を開始している「外国人建設就労者受入事業」について、受け入れ人数の増加が見込まれることから、円滑かつ適切に実施する。
- 海外建設実習生受入事業・外国人建設就労者受入事業の受入企業に対し、巡回・アンケート等により実施状況の把握に努め、適切な指導に努める。
- マニュアル整備及びルーチン作業のテンプレートを作成し、作業効率の改善を図る。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：金融・経理支援センター】

⑰ 建設業経理士の支援・育成

(経理研究・試験担当部)

(登録建設業経理士制度の運営)

事業内容

- ・1級及び2級建設業経理士を対象とした登録講習会を開催し、登録建設業経理士の増加、育成を図る。
- ・登録建設業経理士の能力の維持向上に資するためのサービスの充実を図る。

【平成28年度事業報告】

■ 建設業経理士登録講習会 (表中の()書きは前年度の数値。)

全国11都市において講習会を49回開催した。

| 級別 | 開催回数(回) | 受講者数(人) |
|----|---------|---------------|
| 1級 | 24 (23) | 445 (579) |
| 2級 | 25 (29) | 757 (853) |
| 合計 | 49 (52) | 1,202 (1,432) |

■ 建設業スキルアップセミナー (表中の()書きは前年度の数値。)

| 開催地数(都市) | 開催回数(回) | 受講者数(人) |
|----------|---------|-----------|
| 10 (10) | 11 (10) | 675 (411) |

セミナーのテーマ

上期：実務者が知っておきたいマイナンバー制度

下期：中小建設業者の資金繰り～経理担当者の役割と経営者の役割～

■ 実務セミナー受講者に対する助成

対象受講者数 341名、1,160,500円

【今後の取り組み等】

■ 建設業経理士登録講習会

- ① 建設業経理検定1級・2級の合格者に対して、DM(登録講習会案内)やメール配信などにより効果的なPR活動を行う。
- ② 登録建設業経理士に対する情報提供の充実を図るため、平成28年5月から、「建設業の経理WEB版」を提供しているが、さらなる受講メリットの拡大を検討し、情報提供のWebサイト等を構築する。
- ③ (一財)建設産業経理研究機構(以下「機構」)が実施する実務セミナーにおいて、登録建設業経理士が負担する受講料の一部を助成する。

■ 建設業スキルアップセミナー

- ① 機構と連携・協力しながら、建設業スキルアップセミナーを実施する。
- ② 建設業スキルアップセミナーと実務セミナーの相乗効果が出るように機構と調整する。

Ⅱ

建設産業の振興支援

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：企画広報部及び各部】

⑱ 建設産業にかかる総合的な調査研究 等

事業内容

・建設産業が抱える共通の課題について、総合的な調査研究等を行い、建設産業振興策の立案等に活用する。

【平成 28 年度事業報告】

(1) 建設産業データ分析・整備検討委員会

4 回の会議を開催し、施策等に必要データや業界団体等が保持するデータ等の整理や検討成果の取り纏めの方向性について検討を行った。

(2) 地域の守り手の維持・確保等に関する検討会

3 回の会議を開催し、参加 4 地域（北海道、福島県、栃木県、群馬県）の状況報告を行うとともに、国土交通省における検討状況を踏まえ、各地域における課題等について積極的な意見交換を行った。

(3) 女性活躍推進に関する取り組み

全国ネットワークの構築に向けた取り組みに係る検討の一環として、各地域における女性経営者を招いた意見交換会を 9 月に開催した。

(4) 建設産業関係機関との連携

建設産業関係機関が連携して、相互の情報交換や情報共有を行い、建設産業の諸課題について意見交換等を行うとともに、更なる建設産業の活性化等に向けた支援策等の検討を行うことを目的に同会議を 11 月に開催した。

(5) 経営者向け研修会の企画・開催

(公財) 建設業適正取引推進機構と連携し、経営者を対象とした「法令遵守と利益確保（原価管理）」に関する研修を仙台（34 名）、東京（48 名）、大阪（35 名）、福岡（26 名）で実施した。

(6) 社会保険未加入対策への対応

社会保険未加入対策への対応として国土交通省と連携し、建設企業への電話相談対応等を行った。

【今後の取り組み等】

■ 平成 29 年度以降も継続して、建設産業の将来を見据えた課題の解決に資する調査研究活動を展開する。

Ⅱ

建設産業の振興支援

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：金融・経理支援センター】

⑱ 建設業経理に関する調査研究等

(経理研究・試験担当部)

事業内容

・中小建設業の経営施策に資するようなカリキュラムや、「原価管理」、「維持・修繕時代の収益確保」のカリキュラムを設け、建設産業団体と連携しながら税財務講習会等を実施する。

【平成 28 年度事業報告】

■ 建設業税財務講習会 開催実績 (表中の () 書きは前年度の数值)

| 開催団体数(団体) | 開催回数(回) | 受講者数(人) |
|-----------|---------|-----------|
| 7 (8) | 7 (8) | 312 (250) |

① メニューを追加するとともに、すべてのコースを CPD 認定講習とした。

② 都道府県建設業協会 (7 団体) で実施。

講習会のテーマ及び実施団体数

- ・建設業界で生き残るための「原価管理」能力向上の経営戦略とは (2 団体)
- ・管理会計システム構築の概要と構築事例について (1 団体：平成 28 年度新テーマ)
- ・営業力強化について (1 団体：平成 28 年度新テーマ)
- ・建設業の会計と税務 (3 団体)

■ 季刊誌「建設業の経理」の購入・配布

年間 11,200 部を購入し、関係機関 (建設業団体や大学図書館など) へ配布したほか、登録建設業経理士講習会において配布・活用した。

【今後の取り組み等】

■ 中小建設業の経営に資するカリキュラムを設け、建設産業団体と共催して税財務講習会を実施する。

Ⅱ

建設産業の振興支援

(6) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：企画広報部及び各部】

⑳ 広報誌の発刊及び建設産業に係る情報提供

事業内容

- ・本財団が実施する事業の広報や、建設企業や建設産業団体等の活動についての広報を積極的に行うことにより、国民にとって建設産業界を身近なものとし、国民と建設産業界をつなぐ橋渡しの役割を果たす。
- ・広報誌「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「しんこう Web」による情報提供
- ・入職促進に資する若年者等を対象とした Web サイト、ガイドブック等による情報発信
- ・各事業におけるホームページやパンフレット等による広報・情報提供

【平成 28 年度事業報告】

- 「建設業しんこう」を年 10 回（各 9,400 部）発刊するとともに、「しんこう Web」により、建設業に関する情報発信を行うとともに、本財団の事業活動について、適宜、建設専門紙に記者発表を行った。

| 号 | 特集テーマ |
|---------|--|
| 4 月号 | 建設業界が求める資格 建設業経理検定試験 |
| 5 月号 | 仕事に就いて、早く一人前になりたい！生徒の資格取得を支援する工業高校の取り組み |
| 6 月号 | 厚生労働省建設労働者緊急育成支援事業の展開状況 ～事業の概要と取り組み事例の紹介～ |
| 7・8 月号 | 今後の建設産業政策とその展望を語る |
| 9 月号 | 女性の活躍で建設業が変わる！もっと女性が活躍できる建設業をめざして |
| 10 月号 | 技能者の頂点の資格として 登録基幹技能者制度の活用の状況 |
| 11 月号 | 建設業界の広報～建設業×CM 誌上ライブラリー |
| 12・1 月号 | i-construction は建設現場をどう変えるのか？ |
| 2 月号 | 金融支援事業 |
| 3 月号 | 建設業の担い手不足にどう向き合うか |

- Web サイト「現場へ GO!」、「18 歳のハローワーク」等、冊子「建設業ガイドブック」の内容の拡充を図り、若年者の入職促進と担い手の確保・育成に資する情報発信を行った。

【今後の取り組み等】

- 「建設業しんこう」について、紙面構成や記事内容に関し実施した読者アンケート等を参考に、建設業経営に資する内容の充実と併せ、高等学校の教員や生徒などに対し、建設業やインフラへの関心を高め理解を促進する記事についても充実を図っていく。

| | |
|--|---|
| Ⅱ 建設産業の振興支援 | |
| (6) 調査研究、広報、情報提供等 【担当部：企画広報部及び各部】 | |
| ⑳ 連携団体職員合同研修 | |
| 事業内容 | ・建設産業団体の事務局職員の資質向上及び研鑽、相互理解の促進を図ることを目的に関連団体の事務局職員を対象とした合同研修を開催する。 |

【平成 28 年度事業報告】

■「連携団体職員合同研修」を開催した。参加者は、真摯な姿勢で講義を受け、活発な意見交換を行った。研修は、終了後のアンケートにおいても高い評価を得た。

日 時：12月8日～9日の2日間

参加者数：建設業団体職員 29名、本財団職員 7名、合計 36名。

研修内容：

第1日目：鹿島技術研究所西調布実験場見学

第2日目：研修・グループワーク

- ・講義① 広報実務研修・グループワーク 「土木の広報～共感が「伝える」を「伝わる」に変える」
- ・講義② 原価管理研修「中小建設企業で継続的に利益を確保するためのヒント」

【今後の取り組み等】

■平成 29 年度も、参加者の知識・能力の向上及び各団体や本財団との相互理解を促進する魅力のあるカリキュラムを企画し開催する。

Ⅲ

施工技術等の向上

㉓ 建築／電気工事施工管理技術検定試験

【担当部：試験研修本部】

(試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)

事業内容

・国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の技術検定試験を実施する。

- (1) 建築施工管理技術検定試験 (1 級及び 2 級)
- (2) 電気工事施工管理技術検定試験 (1 級及び 2 級)

【平成 28 年度事業報告】

(1) 試験実施機関として適確に実施運営を行った。

試験の日程等

| | 区 分 | 試 験 日 | 合 格 発 表 |
|-----|-----------------------|-----------|----------|
| 1 級 | 建築・電気工事施工管理 (学科試験) | 6 月 12 日 | 7 月 22 日 |
| | 建築・電気工事施工管理 (実地試験) | 10 月 16 日 | 2 月 3 日 |
| 2 級 | 建築・電気工事施工管理 (学科・実地試験) | 11 月 13 日 | 2 月 3 日 |

[試験地]

1 級 (10 地区) 札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

2 級 (13 地区) 札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・沖縄

[2 級学科のみ会場] (8 地区) 帯広・盛岡・秋田・長野・出雲・倉敷・高知・長崎

実施状況 (表中の () 書きは前年度の数值)

| | 区分 | 受験予定者(名) | 受験者(名) | 合格者(名) | 合格率(%) |
|----|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 建築 | 1 級(学科試験) | 30,648 (30,056) | 25,639 (25,452) | 12,675 (11,103) | 49.4 (43.6) |
| | 1 級(実地試験) | 21,588 (18,367) | 19,045 (16,365) | 8,687 (6,180) | 45.6 (37.8) |
| | 2 級(学科試験) | 38,304 (33,490) | 31,466 (27,592) | 16,331 (13,385) | 51.9 (48.5) |
| | 2 級(実地試験) | 35,300 (31,324) | 26,816 (23,913) | 10,437 (7,822) | 38.9 (32.7) |

| | 区分 | 受験予定者(名) | 受験者(名) | 合格者(名) | 合格率(%) |
|----------|-----------|-----------------|-----------------|---------------|-------------|
| 電気 工事 | 1 級(学科試験) | 21,037 (21,252) | 17,774 (18,122) | 8,178 (8,168) | 46.0 (45.1) |
| | 1 級(実地試験) | 11,287 (10,116) | 10,619 (9,613) | 7,336 (6,099) | 69.1 (63.4) |
| | 2 級(学科試験) | 11,523 (10,640) | 9,097 (8,366) | 5,339 (4,618) | 58.7 (55.2) |
| | 2 級(実地試験) | 11,399 (10,713) | 8,504 (7,901) | 3,541 (3,195) | 41.6 (40.4) |

(2) 受検資格緩和 (優秀な若手技術者の確保) による早期受験申込に対し、適確に審査を実施した。

専門学校卒業者の取扱【平成 28 年度より】

専門学校卒業者の取扱について、専門士及び高度専門士に区分し短大卒及び大学卒と同等と扱うこととなった。

専門士【全体 174 名 (1 級建築：38 名、2 級建築：102 名、1 級電気：19 名、2 級電気：15 名)】

高度専門士【全体 4 名 (1 級建築：0 名、2 級建築：3 名、1 級電気：0 名、2 級電気：1 名)】

(3) 実務経験年数の算定の変更等【平成 27 年度より】

実務経験年数の基準日が申込時点から学科試験日前日まで延長された。

【全体 1,168 名 (1 級建築：275 名、2 級建築：631 名、1 級電気：95 名、2 級電気：167 名)】

(昨年：850 名)

(4) 主任技術者の要件を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた 2 年以上の実務経験を有する者は、受検資格として必要な実務経験年数を 2 年短縮できる

こととなった。

【全体 122 名（1 級建築：109 名、1 級電気：13 名）】（昨年：83 名）【平成 25 年度より】

- (5) 専任の主任技術者を 1 年以上の実務経験を有する者は、受検資格として必要な実務経験年数を 2 年短縮できることとなった。【平成 18 年度より】

【全体 19 名（1 級建築：13 名、1 級電気：6 名）】（昨年：24 名）

- (6) 試験地の拡大

2 級「学科のみ試験」の試験地を拡大し、若手技術者の受験機会に寄与した。

※2 地区拡大【全体 449 名（内訳：（盛岡）225 名、（長崎）224 名）】

- (7) 平成 28 年度調査

企業調査：2 社（高校から採用実績のある企業への調査）

ハローワーク調査（高校への新卒者求人方法、流れ、ポイント等調査）

建設産業に内定した工業高等学校等の生徒の意識調査（約 150 名について、建設会社への志望動機等）を実施した。平成 29 年度についても、高等学校（教諭）を含めた継続・追加調査を実施し、担い手確保育成に資する報告書を取りまとめる予定。

- (8) 受験者の拡大策等

2 級の年 2 回化について、建築施工管理技術検定試験は平成 29 年度から実施することとした。

（電気工事施工管理技術検定試験は平成 30 年度から実施する予定）

2 級建築施工管理技術検定学科試験について、平成 30 年度から種別を統合化して実施する予定。

（今後、以下の制度変更についても導入が検討されている。

1 級学科試験の早期受験化、技士補（仮称）制度の導入、職業訓練の学歴認定等）

- (9) マイページ機能の充実化（受験申込者に対する情報提供に寄与）

従来の機能に、更に、新規機能を追加し受験申込者の利便性向上を図った。その結果、次のとおり利用者が増加した。

【全体 13,644 名（1 級建築：5,693 名、2 級建築：2,647 名、1 級電気：4,296 名、2 級電気：1,008 名）】
（昨年：3,616 名）

〔従来機能〕 ①試験会場案内、②合否確認、③再受験者のネット申込案内、④監理技術者講習の案内

〔新規機能〕 ⑤住所変更届、⑥受験地変更届

- (10) ホームページ

モバイル端末から閲覧できるようシステム構築をし、利便性を向上。

- (11) 願書購入 Web サイト

モバイル端末から注文できるようシステム構築をし、利便性を向上。

モバイル端末利用の願書購入者数【全体 3,872 名（iPhone：2,202 名、Android：1,670 名）】

- (12) その他

2 級建築施工管理技術検定試験の採点の過程において、受験者 1 名を欠席と誤認するミスが発生した。このため、当該受験者への合否通知が遅れることとなった。当事案をホームページで公表した。

【今後の取り組み等】

■ 受験者申込者の利便性の向上

受験者マイページについて、更なる機能を充実させ普及率の向上を図る

再受験者の利便性を向上させネット利用の普及率の向上を図る。

■ 2 級建築施工管理技術検定学科試験について、国土交通省と連携し、受検種別統合化等に向けた協議等を行う。

■ 技術者不足の改善（担い手の確保・育成）に資する取り組みについて、国土交通省と連携し、受検資格緩和策について協議等を行う。

Ⅲ

施工技術等の向上

⑳ 監理技術者講習

【担当部：試験研修本部】
（試験管理・講習部）

事業内容

・国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第 26 条第 4 項に基づく、監理技術者講習を全国において実施する。

【平成 28 年度事業報告】

■ 監理技術者講習は、建設業法に基づく国土交通大臣登録講習実施機関として 47 都道府県で開催しており、平成 28 年度は、対面講習・テレビ講習合わせて 38,819 名が受講した。

1. 申込状況（表中の（ ）書きは前年度の数值）

| 区分 | 申込者(名) | 前年度繰越数(名) | 合計(名) |
|-------|-----------------|----------------|-----------------|
| 対面講習 | 5,997 (10,721) | 1,080 (2,491) | 7,077 (13,212) |
| テレビ講習 | 33,067 (34,749) | 5,782 (9,088) | 38,849 (43,837) |
| 計 | 39,064 (45,470) | 6,862 (11,579) | 45,926 (57,049) |

2. 実施状況（表中の（ ）書きは前年度の数值）

| 区分 | 計画回数(回) | 実施回数(回) | 差異(回) |
|-------|-------------|---------------|-----------|
| 対面講習 | 62 (107) | 67 (99) | +5 (▲8) |
| テレビ講習 | 929 (1,021) | 992 (1,046) | +63 (+25) |
| 計 | 991 (1,128) | 1,059 (1,145) | +68 (+17) |

| 区分 | 受講予定者(名) | 受講者(名) | 差異(名) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 対面講習 | 5,580 (10,700) | 6,135 (11,395) | +555 (+395) |
| テレビ講習 | 29,420 (33,300) | 32,684 (35,531) | +3,264 (+2,531) |
| 計 | 35,000 (44,000) | 38,819 (46,926) | +3,819 (+2,926) |

3. その他

- (1) 受講者推計の 35,000 名に対して、38,819 名の受講者を確保。(5 年前対比 89.8%)
- (2) 大都市圏における受講者確保（東京・名古屋・大阪）
集客が見込まれる大都市圏において利便性の良い会場を選定し、効率的な運営を図ることで 7,611 名を確保した。(5 年前対比 99.6%)
- (3) 東京・大阪地区の出前講習 3 社から 2 社に減少→前年度実績より 276 名減少

【今後の取り組み等】

- 利便性の向上及びサービス改善
基金受講者の専用ページ（マイページ）の開発をすることで、技術者が知りたい最新のテキスト情報等の閲覧機能を充実する。
- 受講者データの分析
対面講習と映像講習のデータを分析するとともに、今後の対面講習の在り方を組み立て講師確保を図る。

Ⅲ

施工技術等の向上

⑳ 建築施工管理能力の維持・向上支援
(建築施工管理 CPD 制度の構築・運用)

【担当部：試験研修本部】
(試験管理・講習部)

事業内容

・建築施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD：Continuing Professional Development）制度を通じ、建設技術者の技術力の維持・向上を図るため、CPD 制度の運用・普及拡大を図る。

【平成 28 年度事業報告】

■ 建築施工管理プログラム開発に係る検討

大阪建設業協会が会員企業向けに実施している講習会事業を支援するとともに、CPD 認定プログラムとして、他協会の講習会用のビデオを作成した。

【解体講習会：3 時間（3 単位）、知っておきたい現場管理（仕上げ編）：1.5 時間（2 単位）】

■ 建設業協会会員企業への参加要請（茨城・埼玉・山梨・兵庫・鹿児島）及び地方公共団体に対する CPD 活用に向けた普及促進活動を実施した。（活動を実施した公共発注機関：茨城県・千葉県・愛知県・兵庫県・島根県・山口県・福岡県・長崎県・鹿児島県・さいたま市・神戸市・久留米市）

■ 設備系 CPD 立ち上げに向けたヒアリング調査の実施

（（一社）日本電設工業協会、（一社）日本空調衛生工事業協会、全国管工事業協同組合連合会）

■ 社内機能 ID 登録企業数 142 社（平成 27 年度 97 社）→45 社増加

■ 低廉な参加料金設定を継続することで建設業協会会員企業に対して、継続教育の支援の強化を図った。

■ 会社 ID 取得企業に対して企業内研修実施状況を調査し、企業内研修を技術者の技術力向上と各現場の品質確保に役立てている状況を確認した。また、設備系建設企業においては、技術者への研修を、外部の設備系講習会が少ないため内部の企業内研修にて行っている状況を確認し、設備系技術者を対象とした講習の必要性等、設備系 CPD のニーズを把握した。

◇各年度の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------------|------------------|-----------|-----------|
| 参加者数 | 777 名 | 2,047 名 | 3,273 名 |
| 社内機能 ID 取得社数 | 38 社 | 97 社 | 142 社 |
| プロバイダー数 | 19 機関 | 28 機関 | 64 機関 |
| 年度内プログラム審査数 | 7 プログラム | 105 プログラム | 314 プログラム |
| 本制度導入建設業協会等 | 京都・マンション計画修繕施工協会 | 島根県建築技術協会 | 岐阜・長崎・福岡 |

■ 参加者の目標累計 5,000 名に対し実績の参加者数は 3,273 名である。

【今後の取り組み等】

■ 新たに建設業協会（5 協会程度）に本制度の利用を促し、平成 29 年度の収入増加を図る。

併せて、既に本制度を利用している建設業協会（岐阜・京都・兵庫・福岡・長崎）に対して、建築施工管理 CPD プログラムを充実させることにより、一層の会員増加を図る。

また、本制度の対象資格者に電気工事施工管理技士及び管工事施工管理技士を加えることを検討し、平成 30 年度からの運用を目指す。

IV 建設産業政策への協力

**⑳ 地域建設産業活性化支援事業
(国土交通省受託事業)**

**【担当部：経営基盤整備支援センター】
(経営改善支援担当部)**

事業内容

- ・新事業展開、企業再編等の課題を抱えている企業に対し、建設業に精通した専門家派遣による経営相談（相談支援）を実施する。
- ・各地域において経営改善・生産性向上等をテーマとしたセミナーを企画・開催する。
- ・相談支援を実施した建設企業の中から、モデル性の高い取り組みを行う企業を選定し、次の二通りの重点支援を実施する。
 - (1) 支援チーム組成による継続支援（コンサルティング支援）
 - (2) 建設業の持つノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部支援（ステップアップ支援）

【平成 28 年度事業報告】

平成 28 年度実績

| | |
|---|-------|
| ①相談支援（専門家によるアドバイス支援） | 716 件 |
| ②重点支援（コンサルティング支援） (専門家チームによるコンサルティング) | 20 件 |
| (支援対象事業例) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・建築・設計、製材、建材卸の一体型工程管理による工期短縮化 ・スキルアップ評価、技能評価制度の導入等教育体制の整備による技能者の多能工化 など | |
| ③重点支援（ステップアップ支援） (最大 300 万円経費支援) | 15 件 |
| (支援対象事業例) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・VR (Virtual Reality) 技術を利用し施工現場の生産性向上を図る ・女性技術者・技能者を育成する学校を設立し、担い手確保・育成を図る など | |
| ④地域建設産業生産性向上ベストプラクティス等研究会 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上ベストプラクティスモデルの検討 ・生産管理モデルの検討 ・生産性向上に関するオンライン講座のカリキュラム検討 | |
| ⑤生産性向上に関するオンライン講座の実施 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・12 月 13 日～2 月 28 日の間開講 ・受講登録者数 4,444 名 | |
| ⑥経営改善・生産性向上等をテーマとしたセミナー 16 回 | |

重点支援の選定事業については、他の建設企業等の取り組みのモデルとして取りまとめ、冊子・HP で広く公開する。

【今後の取り組み等】

■平成 29 年度「建設産業生産性向上支援事業」を受託。関係団体等への PR 活動を行い、利用促進を図る。

IV

建設産業政策への協力

⑫ 技能労働者の戦略的確保・育成支援事業
(国土交通省受託事業)【担当部：経営基盤整備支援センター】
(経営改善支援担当部)

事業内容

- ・国土交通省（建設市場整備課）から補正予算による事業を受託のうえ実施する。
- ・技能労働者の戦略的確保・育成に資するモデル性の高い事業に要する経費の一部を支援する。

【平成 28 年度事業報告】

○支援内容

7 件

- ・最大 300 万円の経費支援

(支援対象事業例)

- ・情報化施工の技能者の育成と技術者の教育を目的とし標準カリキュラムを作成
- ・定時制高校生等を対象に教育機関と連携して将来的な担い手を確保 など

支援の対象として選定された事業については、他の建設企業等の取り組みのモデルとして取りまとめた。

【今後の取り組み等】

- 選定されたモデル事業を HP 上で公開する。

4. 法人の状況に関する重要な事項

(1) 役員

役員全員が平成 28 年度定時評議員会の終結とともに任期満了を迎えることから、平成 28 年 6 月 30 日の定時評議員会の決議をもって次期役員が選任され、同評議員会終了後の同日に開催された第 2 回臨時理事会の決議をもって、理事長（代表理事）、専務理事（代表理事）の選定及び常勤理事（業務執行理事）が選定された。役員改選の状況は以下のとおり。

退任

専務理事 有木 久和
常勤理事 北原 省治
理事 田中 亨二
理事 長谷川 悦夫

新任

専務理事 伊澤 透
理事 本橋 健司
理事 若山 勝行

再任

理事長 内田 俊一
常勤理事 永井 仁一
常勤理事 西村 好文
理事 青柳 剛
理事 安藤 英義
理事 内山 聖
理事 小林 健二
監事 堀内 啓介
監事 若原 正彦

なお、平成 29 年 3 月 31 日現在における役員は別添名簿のとおりである。

(2) 評議員

評議員全員が平成 28 年度定時評議員会の終結とともに任期満了を迎えることから、平成 28 年 6 月 30 日の定時評議員会の決議をもって、次期評議員として全員が再任された。

再任

評議員 有賀 長郎
評議員 大森 文彦
評議員 小神 正志
評議員 近藤 晴貞
評議員 才賀 清二郎
評議員 銭高 一善
評議員 松井 守夫
評議員 三澤 眞
評議員 望月 正芳

なお、平成 29 年 3 月 31 日現在における評議員は別添名簿のとおりである。

(3) 参与

平成 28 年度の参与の異動については、新任 9 名の委嘱がなされた。

なお、平成 29 年 3 月 31 日現在における参与は別添名簿のとおりである。

(4) 会議

① 理事会

平成 28 年度中に、次のとおり 6 回の理事会を開催した。

[第 1 回臨時理事会] 平成 28 年 4 月 28 日書面開催

(決議事項) 債務保証規程の改定について

[第 1 回通常理事会] 平成 28 年 6 月 6 日開催

(決議事項) 平成 27 年度事業報告書 (案) 及び財務諸表等 (案)

公益目的支出計画実施報告書 (案)

資金運用規程及び資金運用に係る基本方針の改定 (案)

定時評議員会の開催について

(報告事項) 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

資金運用実績報告

中期経営方針 (2016-2020) の策定について

[第 2 回臨時理事会] 平成 28 年 6 月 30 日開催

(決議事項) 理事長 (代表理事) の選定について

専務理事 (代表理事) の選定について

常勤理事 (業務執行理事) の選定について

常勤理事 (業務執行理事) の業務分担について

常勤理事の代行順位について

事務局長 (重要な使用人) の選任について

[第 3 回臨時理事会] 平成 28 年 12 月 1 日開催

(決議事項) 平成 28 年度収支予算の変更 (案) について

(報告事項) 平成 28 年度上期資金運用実績報告

平成 28 年度上半期代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

[第 2 回通常理事会] 平成 29 年 3 月 14 日開催

(決議事項) 特定ファンド規程の改定 (案) について

平成 28 年度収支予算の変更(案)について(平成 29 年 3 月変更)

平成 29 年度事業計画 (案) 及び収支予算 (案) について

(報告事項) 債務保証規程の改定 (案) について

資金運用関連報告 (保有東芝債売却に関する報告)

[第 4 回臨時理事会] 平成 29 年 3 月 30 日書面開催

(決議事項) 債務保証規程の改定について

② 評議員会

[定時評議員会] 平成 28 年 6 月 30 日開催

(決議事項) 評議員の選任 (案)

平成 27 年度財務諸表等 (案)

役員の選任 (案)

(報告事項) 平成 27 年度事業報告書について

代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について

公益目的支出計画実施報告書について

資金運用報告について

資金運用規程及び資金運用に係る基本方針の改定について

中期経営方針 (2016-2020) の策定について

③ 参与会

[参与会] 平成 29 年 3 月 17 日開催

(報告) 平成 29 年度事業計画及び収支予算について

④ 役員評価委員会

[役員評価委員会] 平成 28 年 6 月 1 日開催

(議題) 新任理事候補者の評価

代表理事及び業務執行理事の業務執行評価

(5) 事務局職員数

平成 29 年 3 月 31 日現在の職員数は 87 名である。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事及び職員が法令等を遵守し、本財団に対する社会的信用を維持するため「コンプライアンス規程」を定め、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスの徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する研修を実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいる。更に、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する内部通報の適正な処理の仕組みについて「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、通報者の保護、不正行為等の早期発見と是正、法令を遵守する公正な経営の強化を図っている。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務の執行に係る情報については、「文書管理規則」及びその他の規程、規則等の定めに従い、評議員会議事録、理事会議事録等の法定文書の他、稟議書等の重要な職務執行に係る文書(電磁的記録を含む。)を関係資料とともに、適切に保存し、理事及び監事による閲覧及び謄写が可能な状態にて管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織全体のリスク管理体制を構築し、その有効性・適切性を維持するために「リスクマネジメント基本規程」を定め、業務上のリスクを予見し、適切に評価し、その回避、軽減その他必要な措置を事前に講ずることで事故の未然防止に努めている。また、早急かつ組織をあげた対応を要する緊急事態が発生した場合には、「危機管理規則」に従い、理事長をリスク統括責任者とする緊急事態対応体制を敷き、本財団の損失の最小化を図ることとしている。なお、平成 28 年度においては、監事が各部門から組織運営及び事業実施に係るリスクについてヒアリングを実施し、改善すべき事項及びその対応策等のとりまとめを行った。
- ② 中小・中堅建設業者等への資金供給を円滑に推進するために本財団が行う債務保証事業に関し、「債務保証規程」及びその関連諸規則を定め、公正かつ円滑な業務運営を実施している。また、平素の渉外活動を通しリスクの把握に努めるとともに、事故発生の際は、規程等に従い、債権保全に努めている。
- ③ 「資金運用規程」を定め、保有資金の健全かつ効率的な運用に努めている。理事長は、上期及び通期の資金運用の経過及び結果を理事会に報告している。また、格付を取得していない金融商品については、理事会において運用対象を決定している。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 「理事会規程」を定め、理事会における意思決定を適法かつ円滑に進める体制を確保するとともに、「理事の職務権限規程」に従い、理事の責任の明確化と効率的な職務執行を図っている。平成 28 年度においては、通常理事会を 2 回、臨時理事会を 4 回開催した。
- ② 組織の意思決定を迅速・円滑に行うため、「業務執行理事会」を設置し、「業務執行理事会規程」に従い、経営全般に関する決定事項、職務執行等に関する重要事項について協議している。平成 28 年度においては、業務執行理事会を 12 回開催した。

(5) 監事への報告体制及びその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

下記の事項を中心に、理事会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議への監事の出席、理事及び職員からの監事への報告を通じ、監事への適切な報告体制を構築している。

- ① 事業の状況、業務及び財産の状況
- ② 内部統制システムの構築状況及び運用状況
- ③ 内部通報制度の運営状況
- ④ その他監事が求める事項

監事が監査を実施するに際し、監査法人と意見交換・情報交換を行い、また必要に応じて、専門家（弁護士、会計士等）から監査に関する助言を受ける等の機会を確保している。

6. 附属明細書について

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため附属明細書は作成しない。

役員名簿

一般財団法人 建設業振興基金
平成 29 年 3 月 31 日現在

| 役職 | 氏名 | 備考 |
|---------------------|------|------------------------|
| 理事長 (常勤) (代表理事) | 内田俊一 | 一般財団法人 建設業振興基金 |
| 専務理事 (常勤) (代表理事) | 伊澤透 | 一般財団法人 建設業振興基金 |
| 理事 (常勤) (業務執行理事) | 永井仁一 | 一般財団法人 建設業振興基金 |
| 理事 (常勤) (業務執行理事) | 西村好文 | 一般財団法人 建設業振興基金 |
| 理事 (非常勤) | 青柳剛 | 全国建設業協同組合連合会 会長 |
| 理事 (非常勤) | 安藤英義 | 専修大学大学院 教授 |
| 理事 (非常勤) | 内山聖 | 一般社団法人 建設産業専門団体連合会 副会長 |
| 理事 (非常勤) | 小林健二 | 北海道建設業信用保証株式会社 専務取締役 |
| 理事 (非常勤) | 本橋健司 | 芝浦工業大学工学部建築工学科 教授 |
| 理事 (非常勤) | 若山勝行 | 一般社団法人 全国建設業協会 常務理事 |
| 監事 (常勤) | 堀内啓介 | 一般財団法人 建設業振興基金 |
| 監事 (非常勤) | 若原正彦 | 西日本建設業保証株式会社 常務取締役 |

評 議 員 名 簿

一般財団法人 建設業振興基金
平成 29 年 3 月 31 日現在

| 氏 名 | 備 考 |
|---------|--------------------------|
| 有 賀 長 郎 | 一般社団法人 日本建設業連合会 事務総長 |
| 大 森 文 彦 | 弁護士 大森法律事務所 東洋大学法学部教授 |
| 小 神 正 志 | 西日本建設業保証株式会社 取締役社長 |
| 近 藤 晴 貞 | 一般社団法人 全国建設業協会 会長 |
| 才 賀 清二郎 | 一般社団法人 建設産業専門団体連合会 会長 |
| 錢 高 一 善 | 株式会社錢高組 取締役会長 |
| 松 井 守 夫 | 一般社団法人 全国中小建設業協会 会長 |
| 三 澤 眞 | 東日本建設業保証株式会社 取締役社長 |
| 望 月 正 芳 | 公認会計士 税理士 |

参 与 名 簿

一般財団法人 建設業振興基金
平成 29 年 3 月 31 日現在

| 氏名 | 備 考 |
|---------|--------------------|
| 岩 田 圭 剛 | 一般社団法人北海道建設業協会 会長 |
| 鹿 内 雄 二 | 一般社団法人青森県建設業協会 会長 |
| 木 下 紘 | 一般社団法人岩手県建設業協会 会長 |
| 千 葉 嘉 春 | 一般社団法人宮城県建設業協会 会長 |
| 村 岡 淑 郎 | 一般社団法人秋田県建設業協会 会長 |
| 澁 谷 忠 昌 | 一般社団法人山形県建設業協会 会長 |
| 小 野 利 廣 | 一般社団法人福島県建設業協会 会長 |
| 岡 部 英 男 | 一般社団法人茨城県建設業協会 会長 |
| 渡 邊 勇 雄 | 一般社団法人栃木県建設業協会 会長 |
| 青 柳 剛 | 一般社団法人群馬県建設業協会 会長 |
| 星 野 博 之 | 一般社団法人埼玉県建設業協会 会長 |
| 畔 蒜 毅 | 一般社団法人千葉県建設業協会 会長 |
| 飯 塚 恒 生 | 一般社団法人東京建設業協会 会長 |
| 小 俣 務 | 一般社団法人神奈川県建設業協会 会長 |
| 浅 野 正 一 | 一般社団法人山梨県建設業協会 会長 |
| 植 木 義 明 | 一般社団法人新潟県建設業協会 会長 |
| 藏 谷 伸 一 | 一般社団法人長野県建設業協会 会長 |
| 佐 竹 武 | 一般社団法人岐阜県建設業協会 会長 |
| 木 内 藤 男 | 一般社団法人静岡県建設業協会 会長 |
| 徳 倉 正 晴 | 一般社団法人愛知県建設業協会 会長 |
| 山 下 晃 | 一般社団法人三重県建設業協会 会長 |
| 近 藤 駿 明 | 一般社団法人富山県建設業協会 会長 |
| 吉 光 武 志 | 一般社団法人石川県建設業協会 会長 |

| | |
|---------|----------------------|
| 松 田 七 男 | 一般社団法人福井県建設業協会 会長 |
| 本 庄 浩 二 | 一般社団法人滋賀県建設業協会 会長 |
| 岡 野 益 巳 | 一般社団法人京都府建設業協会 会長 |
| 奥 村 太加典 | 一般社団法人大阪建設業協会 会長 |
| 川 嶋 実 | 一般社団法人兵庫県建設業協会 会長 |
| 松 本 良 三 | 一般社団法人奈良県建設業協会 会長 |
| 中 井 賢 次 | 一般社団法人和歌山県建設業協会 会長 |
| 下 本 八一郎 | 一般社団法人鳥取県建設業協会 会長 |
| 中 筋 豊 通 | 一般社団法人島根県建設業協会 会長 |
| 村 社 勝 | 一般社団法人岡山県建設業協会 会長 |
| 檜 山 典 英 | 一般社団法人広島県建設工業協会 会長 |
| 井 森 浩 視 | 一般社団法人山口県建設業協会 会長 |
| 森 田 紘 一 | 一般社団法人香川県建設業協会 会長 |
| 川 原 哲 博 | 一般社団法人徳島県建設業協会 会長 |
| 米 谷 方 利 | 一般社団法人愛媛県建設業協会 会長 |
| 吉 村 文 次 | 一般社団法人高知県建設業協会 会長 |
| 岩 崎 成 敏 | 一般社団法人福岡県建設業協会 会長 |
| 松 尾 哲 吾 | 一般社団法人佐賀県建設業協会 会長 |
| 谷 村 隆 三 | 一般社団法人長崎県建設業協会 会長 |
| 橋 口 光 徳 | 一般社団法人熊本県建設業協会 会長 |
| 安 部 正 一 | 一般社団法人大分県建設業協会 会長 |
| 山 崎 司 | 一般社団法人宮崎県建設業協会 会長 |
| 川 畑 俊 彦 | 一般社団法人鹿児島県建設業協会 会長 |
| 下 地 米 蔵 | 一般社団法人沖縄県建設業協会 会長 |
| 豊 田 剛 | 一般社団法人全国中小建設業協会 副会長 |
| 河 崎 茂 | 一般社団法人全国中小建設業協会 常任理事 |

